特許庁広報のこれまでとこれから

総務部総務課 課長補佐(広報班長) 中野 裕之

抄録

特許庁の広報室では、知財関係者だけでなく、これから知財を知ろうとする人や子ど もなど、幅広い層へ向けて発信しています。どのように情報発信をしているのか、広報 . 室が提供する発信ツールとともに紹介します。

1. はじめに

特許庁には広報室があります。「広報」とは施策、 サービス、商品等に関する情報発信であり、特許庁 の広報室でもホームページ、広報誌やTwitterなど を利用して色々な情報発信をしているのだろうと想 像すると思います。

特許庁の広報室、広報班の英語名はそれぞれ Public Relations Office | Public Relations Section」となっていて、つまり広報とは「Public Relations」です。いわゆるPRと略されるもので、 日常生活でも何となく耳にします。この「Public Relations」はその名のとおり、社会との関係構築で す。つまり、広報室は、特許庁の施策やサービスの 実現や達成しようとする目的のために社会との関係 を構築していくのです。報道や記事など、いわゆる パブリシティがその一つであり、それらを通じて社 会に認知され、特許庁の施策やサービスを利用する 方々、さらには産業財産権制度を認知してくれた 方々との関係が築かれます。

例えば記事は客観的な第三者からの評価であり、 信頼も高くなります。そうすることで、特許庁の施 策やサービスが必要な方々に信頼を得たうえで認知 され、果ては一定の評価を伴うブランドとなりま す。このような信頼獲得は、単に広告を出したり、 SNS等で発信したりするだけでは達成できません。

それらはこれまで築いてきたイメージを単に呼び起 こすだけで、それ以上のブランド構築とはならず、 結局のところこれまでの成果や評価の追認作業とな ります。あくまでもPRによりブランドを確立し、 その後に広告等によりそのブランドを維持するべき なのです。そして、特許庁の広報活動も、ユーザー や関係者との信頼を築きながら、制度やサービスの 周知をしていくべきであろうと考えます。

広報室では各施策や行政サービス発信のためのサ ポートをするとともに、広報室自らも発信をしてい ます。

本稿では、広報室が行う主な特許庁の情報発信を 紹介します。

2. 特許庁広報室での取組概要

(1) 特許庁ホームページ、SNS

広報室では多くの広報ツールを整備しています。 まず、日英の特許庁ホームページがあります。当 然ながら種々の手続きなどの詳細な情報が掲載され ています。

また、メールマガジンの配信サービスも行ってい ます1)。毎月第2、4月曜日に、知財に関するイベ ントや施策情報などを配信しており、多くの方々に 利用いただいています。

さらに、同じく日英のTwitterアカウントがあり

¹⁾ 特許庁メールマガジン配信サービス、https://www.jpo.go.jp/news/koho/magazine.html

ます。日本語のTwitterアカウントは2022年3月 28日時点でフォロワー数が7万超となっており、 比較的多いフォロワーを有しています。それゆえに Twitterでの投稿は多くの方々に届けることができ、 さらに即時性も備えています。それらの特性をいか して、特許庁ホームページの更新だけでなく、特許 庁の施策、サービスに関連するニーズの高い情報な ども発信しています。

YouTubeでも「JPO Channel」を設けており、「つな がる特許庁2」でライブ配信を行うなど、積極的に 活用しています。さらに、2021年12月には、農林 水産省の公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF³⁾」 とのコラボ動画を作成し発信しました4。その動画 では、特許庁を訪問した農水省YouTuberタガヤセ キュウシュウの白石優生さん・野田広宣さんに、農 業技術を審査する特許審査官の業務を紹介し、また



BUZZ MAFF とのコラボ動画

農産物の商標に関するクイズに挑戦してもらいまし た。知財は多くの分野で活用され、農業もその一つ ですが、BUZZ MAFFの視聴者の方々は知財になじ みのない方も多いと思います。農業と知財との関わ りを端緒として多くの方に知財を身近に感じ、その 重要性を知ってもらえる機会になれば幸いです。

これらの発信ツールを利用したい方は広報室まで 是非ご連絡ください。

(2) 広報誌 「とっきょ」

そして、特許庁は年に4回程度、「とっきょ」とい う名前で広報誌も発行しています50。2021年度は3 月10日に「鉄道×イノベーション」というテーマで 52号を発行しました。鉄道は身近なものでありつ つ、多くの技術が集積され、知財が貢献する分野で もあります。また、コロナ禍で多くの挑戦をしてい る分野の一つでもあります。このようなテーマを取 り上げることで、知財関係者はもちろん、これまで 知財に関心のなかった方々にも興味を持ってもらい たいと考えています。さらに、近年、コーポレート ガバナンス・コードの改訂などにより企業経営の中 での知財の重要性も増しているところ、知財の役割 を経営層へも訴求したいと考え、この52号では企 業の経営トップへのインタビューも行っています。 2021年度はこれまで地方創生、暮らしの中の知財 など、各号でテーマを定めて発行してきました。知









図2 2021年度の広報誌「とっきょ」

- 2) 「『つながる特許庁』について」、 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html
- 3)「BUZZ MAFF (ばずまふ)」、https://www.maff.go.jp/j/pr/buzzmaff/
- 4)「特許庁×農林水産省 (BUZZ MAFF) コラボ動画」、https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/buzzmaff.html
- 5) 広報誌「とっきょ」ウェブ版、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/index.html

財を様々な切り口で発信することで、知財を身近に 感じてもらうと同時に、すでに理解していただいて いる方にとっても新たな気付きとなるようにしたい と考えています。2021年度の誌面の他の企画とし ては、漫画による企業や特許庁の施策の紹介、独立 行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT) の知財 総合支援窓口の活用事例、さらには知財関連の ニュースの解説などのページがあります。また、「特 許庁の匠 | と題して、特許庁での業務に携わる人物 にフォーカスした企画もあります。特許庁の施策や 制度を紹介しつつ、少し切り口を変えてそれらの業 務に携わった方々も取り上げました。これらの各 ページの構成も、知財関係者にはより多くの情報を 届け、一方で知財に関心のなかった方々には知財の 重要性に気付いてもらったり身近に感じてもらった りするための工夫です。

2022年度も引き続き皆さんが楽しめるような誌 面を作成してきたいと思います。

(3) 各種パンフレット

2021年度8月には商標課と協力し、商標審査官 が教える出願支援ガイド「商標出願ってどうやる の?」を発行しました。。近年商標出願件数は増加 しており、予め知っていれば防げていたはずの拒絶 理由もあります。そのようなことをなくすため、作 成に際しては商標審査官の経験をもとにして、具体 的なアドバイスを掲載しました。さらに、商標に関 する相談を数多く受けてきた、独立行政法人 工業 所有権情報・研修館 (INPIT) の知財総合支援窓口の 声も取り入れて作成しました。出願人と審査官との やりとりをポップなデザインで表したこともあり、 読者からは読みやすく理解しやすいとの声が寄せら れました。2022年4月には、料金改定等を反映し た第2版を作成しました。

同様に3月には意匠課とも協力し、新たな意匠制 度ユーザーに向けた、意匠制度の基本やメリット、 効果的な活用法を紹介するガイドブック「みんなの 意匠権 十人十色のつかいかた」を発行しました 7。

2019年意匠法改正によって、建築物、内装、画像 の意匠も意匠登録をすることが可能となり、意匠制 度を活用し得るユーザーの裾野がサービス業などに も広がりました。そこで、意匠制度の基本やメリッ ト、ビジネスに合わせた効果的な活用法などを詳し く理解し、学べるように、出願手続の基本までを1 冊にまとめた本ガイドを作成しました。特に、様々 なビジネスや創作の実情に合わせた効果的な意匠制 度の活用方法を紹介した、10人の仮想人物の4コ マ漫画はとても親しみやすいものとなっています。



図3 2021年度発行のパンフレット表紙

(4) 庁内見学

産業財産権やその制度をより多くの方に理解して もらうため、特許庁の見学を受け入れています®。 ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により、 2022年3月28日時点ではオンラインでの見学のみ を受け入れています⁹⁾。対象は学生や企業、特許事 務所などを想定し、特許庁の説明、審査官からのレ クチャーなどのコンテンツを用意しています。

来庁しての見学を受け入れていた頃には、中学生 から大学生までの学生や企業の方、そして地方や海 外からの来た方など、多くの方に来ていただきまし た。オンラインでの実施としたことで実際に特許庁 の制度や庁舎を見ていただくことは難しくなりまし

⁶⁾ 出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの?」(PDF: 2,394KB)、https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/ shutugan_shien.pdf

⁷⁾ 事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド (PDF: 5,646KB)、https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/minnano_ishoken/01.pdf

⁸⁾ 特許庁見学、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kengaku/index.html

⁹⁾ オンラインでの見学、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kengaku/online/index.html

たが、一方で、特許庁の各部署の紹介ページ100を 設けるなど、コンテンツを充実させています。また、 オンラインでの実施でも、オンライン独自のコンテ ンツがあったり、場所を選ばず参加できたりと、オ ンラインならではのメリットもあり、引き続き多く の方に参加いただいています。

庁内見学は、学生に産業財産権の重要性を知って もらう、企業の方に特許庁のことを知ってもらうた めのとても貴重な機会です。今後も、オンラインで もより充実した内容としていきます。

3. 海外ユーザーに向けた発信

ご存じのとおり、日本で権利を取得するのであれ ば日本に出願するしかなく、したがって海外にも日 本の知財制度のユーザーは存在します。さらに、 2010年以降、世界の特許出願件数は居住者、非居 住者ともに増加傾向が続き、非居住者による特許出 願件数については2019年には2010年の1.31倍と なっています110。また、特に特許庁での審査の取組 は近年大きく変わっており、そういった変化まで海 外ユーザーに情報が届いていない可能性もありま す。そもそも海外ユーザーが取得できる情報量には 限りがあり、また海外ユーザーがどのような点に関 心があるかも、国内のユーザーとは異なる可能性が あります。例えば、特許庁や国内では当たり前と 思っていることでも、海外他庁に比して先進的な取 組であるという可能性もあり、海外他庁がどのよう な施策や発信を行っているかを知っておく必要もあ ります。

そこで、非居住者等の海外ユーザーへしっかりと 情報を届け、さらに、どのような情報が海外ユー ザーにとって有益かを検討する必要があります。こ れらを踏まえ、特許庁では海外ユーザー向けにいく つか取り組んでいます。

まず、海外ユーザーに有益な情報をまとめた、 「The JPO Key Features¹²⁾」というホームページを用 意しています。特許庁が世界最大のネットワークを 持つPPHや、海外他庁にはあまり見られない事業 戦略対応まとめ審査などは特許庁の大きな特徴で す。さらに、2022年1月に大きく更新し、特許だ けでなく意匠、商標、審判に関する取組も掲載しま した。特に、特許庁の施策を認知してもらうため、 視覚的に分かりやすいホームページとし、詳細はリ ンク先に掲載するようにしています。

また、経済産業省の広報誌METI Journalの英語 版「METI Journal in the japan times」 にも特許庁の 取組を掲載13)し、発信しました。大臣官房広報室 の協力のもと、海外ユーザーへの発信を念頭に置い た特許技監へのインタビューを実施し、記事にしま

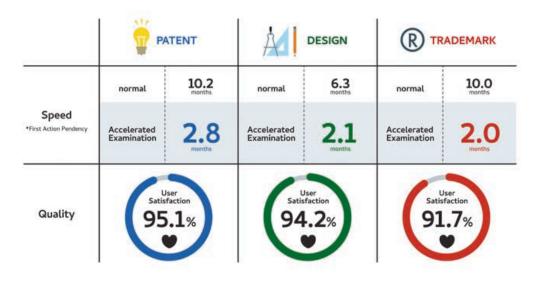


図4 The JPO Key Features に掲載した審査に関する指標

¹⁰⁾ 徹底解剖! これが特許庁だ!、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kengaku/online/virtual.html

¹¹⁾ 特許行政年次報告書2021年版 本編P5、https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html

¹²) The JPO Key Features. https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html

^{13) [}Stimulating global innovation through the Patent Prosecution Highway], https://meti-journal.japantimes.co.jp/2022-02-10/

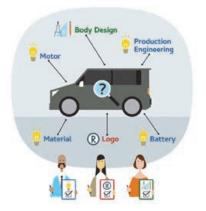


した。ここでもPPHに関する取組など、特許庁の 施策のうち、特に海外ユーザーに向けて発信すべき ものを掲載し、発信しています。

また、2020年9月から、祝日を除く毎週火曜日 にThe JPO Quick Readsとして、ホームページ上で 発信をしています。本文は短文で、詳細はリンク先

を参照してもらうようにしています。特許審査に関 する取組が中心ですが、海外アタッシェの紹介、法 改正、国際会合の報告や開催前の周知など、幅広い トピックを扱っています。最近のThe JPO Quick Readsのトピックは表1のとおりです。

The JPO Quick Readsは英語で特許庁の施策を定



Collective Examinations for IP Portfolio Supporting Business Strategy

- The JPO assists you to smoothly expand your business through collective examinations.
- A team of JPO examiners simultaneously conducts examinations on a group of various applications of your inventions, designs and trademarks related to an entire project.
- · Through close communication with examiners, examinations will be conducted based on an understanding of the outline of your business project and the positioning of inventions.
- Collective Examinations for IP Portfolio Supporting Business Strategy

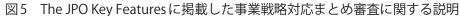




図6 METI Journal in the japan times での特許技監へのインタビュー記事

表1 The JPO Quick Readsの最近のトピック

掲載日	原題
2022年1月4日	JPO-EPO Joint Study on Computer- Implemented Inventions
2022年1月11日	Dialogue with business enterprises
2022年1月18日	Departure from Conventional, Signature- Controlled Procedures for Overseas Users
2022年1月25日	Case Examples of Collective Examinations
2022年2月1日	The New JPO Key Features
2022年2月8日	HANTEI (ADVISORY OPINION)
2022年2月15日	" Hantei" (Advisory Opinion) for Essentiality Check

	掲載日	原題
	2022年2月22日	Overseas Representatives in Seoul
	2022年3月1日	Overseas Representatives in New Delhi
	2022年3月8日	Trilateral Symposium on IP & Environmental Issues
	2022年3月15日	New Requirement on Claim Dependency
	2022年3月22日	"Multi-Factor Reasoning"-the JPO's Approach in the Determination of Inventive Step-
	2022年3月29日	Invitation for Users' Feedbacks on the Quality of Examination

期的に発信するチャンネルです。このような定期的 な更新や、海外アタッシェの協力などにより、アク セス数も少しずつ伸びており、海外向けの発信チャ ンネルとして存在感を増しています。

そのほか、「The Step-by-step Guide¹⁴⁾」として、特 許、実用新案、意匠、商標の各法域別に一覧性のあ るナビゲーションのためのホームページも掲載して います。

4. 子どもへの発信

広報室ではこれからの時代を担う子ども達への知 財の普及啓発にも力を入れています。

特許庁では、子ども達の「創造力・想像力」を高め、 産業財産権の重要性を理解してもらうため、「こど も霞が関見学デー」を行っています。単に産業財産 権の制度を紹介するのではなく、創造性の本質を 知ってもらうようにしています。それがまさに、産 業財産権を生み出すための「創造力・想像力」を体 験してもらうことであり、将来の産業競争力の源泉 にもなると考えます。この「こども霞が関見学デー」 を中心とした種々の取組をジュニアイノベーション フェスとして発信しています。これらの取組はコン テンツとともに、「とっきょちょうキッズページ」に 掲載されています150。

2021年度8月18日、19日の「こども霞が関見学 デー」は、新型コロナウイルス感染症の影響により 初めてオンラインで実施し、後述する「ジュニアイ ノベーションフェス-まわる展-」 のコンテンツを用 いて、「ジュニアイノベーションフェス ひらけ! そうぞうの扉」と題して、3つのワークショップを 実施しました16)。オンライン上でのワークショップ であったにも関わらず、多くの方々に参加いただき ました。これまで実地開催してきたイベントをオン ラインで行うことには不安もありましたが、実施後

のアンケートでは地方からも参加することができた などのご意見もいただきました。これまで東京でし か実施していませんでしたが、コロナ禍で思い切っ て実施してみるとオンラインでも実施でき、さらに はこれまで参加しづらいと感じていた方々からも参 加してもらえたことで、大きな気付きとなりまし た。開催後にはワークショップで作った作品をホー ムページに掲載し、投票するなど、事後にも少しで も楽しめるように工夫をしています。

また、2021年度3月には、国立科学博物館にご 協力いただき、動画コンテンツを作成し公開しまし た170。「こども霞が関見学デー」に引き続き「まわる」 をテーマとして、回転を利用した工夫がどのように 産業の発展を支えてきたのかを知ってもらい、子ど も達の創造性を育むことを目的としています。この 動画コンテンツでは、「手回し計算機」と「蘇言機」 を取り上げました。発明された当時にどのような課 題や工夫があったのか、それがその後にどのように 寄与したのかを分かりやすく伝えています。



手回し計算機に関する動画コンテンツの一コマ

併せてこれまでの子どもへの取組も紹介します。 2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影 響により、残念ながら「こども霞が関見学デー」は 実施できませんでした。それでも、特許庁ホーム ページにて先述の「ジュニアイノベーションフェス ―まわる展―」を公開しました18)。コロナ禍でイベ ントなどができない状況でも少しでも創造性に触れ

¹⁴⁾ IP Professionals, https://www.jpo.go.jp/e/system/professionals/index.html

¹⁵⁾ とっきょちょうキッズページ、https://www.jpo.go.jp/news/kids_page/index.html

¹⁶⁾ 特許庁主催 「ジュニアイノベーションフェス ひらけ! そうぞうの扉」を開催しました、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kidsday/ junior-innovation-fes2021-kekka.html

¹⁷⁾ ひらめく! かいてん博物館、https://www.jpo.go.jp/news/kids_page/jif2022.html

¹⁸⁾ ジュニアイノベーションフェス 一まわる展一、https://www.jpo.go.jp/news/kids_page/jif2020.html

てもらえるよう、「まわる」をテーマにした展示や ワークショップなど、子ども達が楽しみながら学 び、様々な視点を得て創造性を育むことができるコ ンテンツを多数提供しました。

2019年度には「ジュニアイノベーションフェス 2019」として、特許庁本庁舎でのこども霞が関見 学デーに加え、国立科学博物館でも同様の内容でイ ベントを行いました190。そのコンテンツの一つとし て、「クールイノベーション体験」があります。これ は、暑い夏をどうやって快適に過ごすかをテーマに して、実製品などを参考にそれを解決するための発 明品を自由に想像してもらうものです。まさに、楽 しく発明の本質を学んでもらうものです。

これらの子ども達への発信は対象が特定されてい ます。子ども向けの情報を知ってもらうためのアプ ローチとしては、対象となる年齢層によっては子ど も達自身よりも保護者の方に情報を届けなくてはな らない場合もあります。さらに、コンテンツの企画 や発信はもちろん、こども霞が関見学デーなどのイ ベントで職員が参加してくれた子ども達の対応をし ています。当然ですが、大人と話をするのとは全く 異なり、分かりやすく伝えるだけでなく、多くの工 夫が必要です。2022年度もさらに工夫を重ね、発 信を強化していきます。

5. 発明の日

4月18日は「発明の日」です20)。明治18年(1885 年)4月18日に現在の特許法の前身である「専売特 許条例」を公布し、日本の特許制度が始まったこと を記念し、4月18日を「発明の日」としました。特 許制度をはじめとする産業財産権制度の普及・啓発 を図ることを目的としています。

特許庁ではこの発明の日にポスターを作成してい ます。まさに特許制度、特に特許とはどのようなも のかを普及・啓発するため、おとぎ話を題材にして ポスターを作成しています。

特許制度が生まれ、それにより多くの発明家の創 作意欲をかき立てました。その結果として、多くの 発明によって我々の生活を便利にしてきました。ま さに特許法第1条にあるとおり、「発明の保護及び利 用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の 発達に寄与する」のです。そこで、昭和60年(1985) 年)4月18日に、専売特許条例の公布100周年を 記念して、日本の歴史的な発明家10名を十大発明 家として選定し、その功績を紹介しています210。

それから35年以上が経ち、2022年度の「発明の 日」では、改めてこの十大発明家を動画で発信しま した。本動画の中では十大発明家を特許審査官自ら が、マンガ「知財の歴史」22)をもとに、発明が生ま

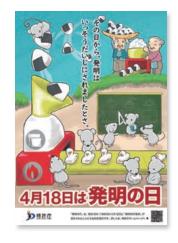






図8 発明の日ポスター

- 19) 「ジュニアイノベーションフェス 2019」を開催しました、https://www.jpo.go.jp/news/koho/kidsday/2019kodomo_kengaku_kekka.html
- 20) 4月18日は「発明の日」です、https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/hatsumei.html
- 21) 十大発明家、https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/10hatsumeika.html
- 22) マンガ [知財の歴史] (PDF: 11,804KB)、https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/manga_chizai_201711. pdf

れる背景や当時の状況、発明家の試行錯誤など、紙 芝居風に紹介しています。



図9 2022年度「発明の日」動画

6. さいごに

適切な発信をするには、結局のところ、そのサー ビスや施策が何なのか、従来や他のものとどう異な るのか、また、それを届けるべき相手はどのような 者なのか、などを十分に明確にすることが最初のス テップです。まずはここから始める必要がありま す。ニュースリリースや記事などを見ても、そこに 現れる部分はそれまでの苦労に比してごくわずかと 感じることが多いと思います。それでも、冒頭に述 べたとおり第三者目線での記事などは信頼性が高 く、それらを地道に積み上げることが信頼獲得の手 法です。

さらに、外部に発信したり、メディアで取り上げ られたりすることで、内部のモチベーション向上に もつながります。それにより、より良い施策やサー ビスを提供するためのモチベーションが生まれ、さ らに社会からの信頼を獲得していくという好循環が 生まれます。

また、新聞、雑誌、イベント、テレビなどでの発 信だけでなく、SNSやウェブを利用した発信など、

広報戦略も立体的に検討する必要があります。場合 によっては同じコンテンツを何度も利用することも あり、メディアに応じてどのように見せていくか、 いくつかの切り口を考えることもあります。

そのためには、広報室でも、可能な限り庁内全体 のスケジュールなどを把握し、アンテナを高くして おかないといけません。引き続き常に効果的な発信 を模索しつつ、各課室をサポートするとともに、自 らも発信していきます。

本稿を執筆するにあたり、多くの方々に多大なる ご理解とご協力をいただきました。ありがとうござ います。本稿における見解は、筆者個人のものであ り、筆者が属する組織のものではありません。

参考文献

ブランドは広告ではつくれない、2003年、アル・ライズ、 ローラ・ライズ

アイデアのつくり方、1988年、ジェームス・W・ヤング 広報・PRの基本、2020年、山見博康

Profile

中野 裕之 (なかの ひろゆき)

平成20年4月 特許庁入庁(審査第二部生産機械)

平成23年4月 審査官昇任

平成26年7月 審査第二部審査調査室

平成27年7月 審査第二部繊維包装機械(包装容器)

平成27年12月 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 平成29年7月 英国インペリアル・カレッジ・ロンドン客員

研究員

平成30年7月 審査第二部運輸

審査第一部調整課審査企画室 令和元年5月 令和2年10月 審査第二部生活機器(サービス機器)

令和3年4月 総務部総務課広報室